

令和4年第4回阿波市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和4年12月9日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

10番 藤本功男	11番 笠井安之
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井正助	副市長 町田寿人
副市長 木下修一	教育長 高田稔
企画総務部長 坂東孝一	市民部長 矢田正和
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 岩野竜文
建設部長 高田敬二	水道部長 大森章司
会計管理者 岩佐賢二	教育部長 森友邦明
危機管理局長 吉川和宏	企画総務部次長 森克彦
市民部次長 林英司	健康福祉部次長 小松隆
産業経済部次長 岡本正和	建設部次長 笠井和芳
教育部次長 佐藤正彦	教育部次長 酒巻達也
吉野支所長 松村栄治	土成支所長 住友勝次
阿波支所長 大塚清	水道部次長 吉岡宏

監査事務局長 坂 東 明

財 政 課 長 大 倉 洋 二

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 松永 祐子

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 59号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第 60号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第 61号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第 62号 令和4年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 63号 阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 64号 阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 65号 阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 66号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 67号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 11 議案第 68号 土成保健センターの指定管理者の指定について

日程第 12 議案第 69号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について

（日程第 2～日程第 12 質疑・付託）

午前10時00分 開議

○議長（笠井一司君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

### 日程第1 市政に対する一般質問

○議長（笠井一司君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回は引き続き行います。

まず初めに、6番武澤豪君の一般質問を許可いたします。

6番武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） おはようございます。議席番号6番武澤豪。ただいまから一般質問を始めさせていただきます。

今回の質問は、大きく2点です。

まず1点目、阿波市の水道管調査について。

先日、夜間に、阿波町西ノ岡・八丁原地区の水道管が破損したことにより、近隣の住民の方々が断水するという事故が起きました。水道部や関係する事業者の夜間を通しての作業のおかげで、数時間後には原状復旧することができました。

水道管の老朽化問題は、阿波市だけにとどまらず、日本全国でも深刻な問題になってきております。また、更新時における費用においても、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道管更新も難しい時期に来ていると考えます。過去のある新聞記事では、耐用年数が経過した水道管は、全国で13万キロメートルに及ぶと言われており、厚生労働省の都道府県別管路経年化率では、平成27年末時点で徳島県は14.9%とありました。阿波市においては昨年度、伊沢谷飲料水供給施設が更新され、現在は阿波町の小倉高区配水池が建設されており、非常に前向きな水道行政も行われていると感じます。

では、最初の質問として、阿波市の水道管のチェックはどのように行っているのかと、質問事項には入っていませんが、先日の断水事故の原因を分かる範囲で結構ですので答弁願います。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） おはようございます。

武澤議員の一般質問1問目、阿波市の水道管調査についての1点目、阿波市の水道管のチェックはどのように行っているのかについて答弁させていただきます。

本市における管路施設の総延長は、令和3年度末時点において、導水管、送水管、配水本管、配水支管を合わせ、約494キロメートルとなっております。水道管のチェックにつきましては、管路の大部分が道路に埋設されているため、その状態を目視により容易に確認することは困難であります。水道管の管理については、水道管路図システム及び水道施設台帳において、管路の経過年数、管種、口径、過去の漏水発生箇所などを把握しております。

一方で、水道施設の異常等を早期に発見するため、日々、上水道中央監視装置により、水道施設の機器の運転状況等を定時的にモニタリングするとともに、水道施設の点検を行うことで適切な維持管理に努めております。また、モニタリングにより水位等に大きな変動を察知した場合には、速やかに現地施設の確認、周辺地域の巡視と併せ管路網の漏水調査を行い、原因を早期に究明し迅速に対応しております。

議員お話しの、11月4日に発生いたしました阿波町西ノ岡・八丁原地区の送水管の破損事故につきましては、明確な原因は判明しておりませんが、管路の劣化や埋設状況、さらには交通状況の変化などによるものではないかと推測されます。

こうした突発的な破損事故のリスクを軽減するため、計画的に管路の更新を進めるとともに継続的に漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見、早期修繕を行うことで破損事故の未然防止に努めてまいります。

今後とも、市民の皆様へ安全で安定した水道水を供給するため、水道施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

水道管の管理においては、上水道中央監視装置により適切な維持管理に努め、水位等に大きな変動がある場合に、その地域の管路網の漏水調査及び施設確認を行い、早急に究明し迅速に対応しているとのことでした。

先日の水道管破損事故で、現場に駆けつけ、工事業者の方や担当者の方と少し話した際に、監視装置での水圧の変化があり、見回りをしていたとの話でした。水道管の破裂とも

なれば、地上へ水が噴き出すなどの目視も可能ですが、所によれば水道管は地中深くに埋設されており、地質によれば発見することは非常に難しく、水道管事故の発見は非常に難儀であり、また監視装置によりある程度の地域までは絞り込めるものの、最終は人間の目視により発見するしか方法はないのが非常に難しいとのことでした。

水道管事故というのは24時間365日、絶えず起こり得る状況であり、担当者、担当部署の方々や業者の方々には本当に頭の下がる思いです。

では、一日も早く水道管事故のない日々が来ることを願いつつ、再問として、水道管更新も含めた今後の計画はどのようになっているのかについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 大森水道部長。

○水道部長（大森章司君） 武澤議員の一般質問1問目、阿波市の水道管調査についての再問、水道管更新も含めた今後の計画はどのようになっているのかについて答弁をさせていただきます。

本市における法定耐用年数40年を超過した老朽管の総延長は、令和3年度末時点において約132キロメートルとなっております。

老朽管については、上水道基本計画において、管路の経過年数、管種、口径、過去の漏水発生割合、管路の重要度などを勘案いたしまして更新対象管路の抽出と優先順位を設定しており、計画的に老朽管の更新を進めております。

一方で、自然漏水事故が頻繁に発生している管路につきましては、柔軟に対応し、重点的に更新してまいります。

また、近い将来発生が危惧される、南海トラフ巨大地震や、中央構造線・活断層地震などに備えるため、水道施設の耐震化対策についても喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、市民生活に不可欠なライフラインである水道の安定供給に向け、将来的な財政収支を見越し、計画的な水道事業に取り組んでおります。その一つとして、現在実施しております小倉高区配水池築造工事や阿讃山麓線配水管布設工事、さらには小倉高区配水池中継ポンプ施設築造工事等の設計を進めているところであります。これらの事業を行うことで、施設の統廃合を図り、施設の効率化による経費の削減、経営基盤の強化につながるものと考えております。

今後とも、より安全で強靱な水道の構築に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

約132キロメートルが法定耐用年数40年を経過しているが、重要度を勘案して更新を進めている。また、事業の統合化を図り、効率化に伴う経費削減を行うとのことでした。

日本の近代水道、最古は明治20年、1887年に横浜で誕生し、130年以上の歴史の中で発展し、現在はいつでもどこでも安全で良質な水を飲むことが現実となり、私たち人類にとって欠かせないライフラインとなっています。さきに述べた人口減少問題や、答弁にもありました、これから起こると言われている南海トラフ巨大地震対策など課題は山積し、水道管更新については年々難しくなると想定されていますが、一步一步確実に、市民の皆様が安心して飲むことのできる水道行政を、これからもよろしく願います。

以上で1点目の質問を終わります。

次の質問に入ります。

D Xの取組についてです。

令和2年12月、政府において、デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針が決定され、D Xという言葉が、新聞報道やテレビなどで耳にするようになりました。過去には阿波市議会でもD Xのことについて質問されておりますが、改めてD Xとはデジタルトランスフォーメーションの略であり、デジタル技術を用いることで生活やビジネスが変容していくことを指します。例えば、全体業務のプロセス化や顧客起点、阿波市でいえば市民の皆様への価値の創出などのビジネスモデルの変革などが挙げられます。

では、最初の質問として、国がD X化を進めている中、阿波市はどのように変化したかについて答弁を願います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 武澤議員の一般質問2問目、D Xの取組についての1点目、国がD X化を進めている中、阿波市はどのように変化したかについて答弁をさせていただきます。

デジタル技術を活用したデジタルトランスフォーメーション、いわゆるD Xの潮流は、産業構造や働き方、人々の暮らしなどに大きな変革をもたらし、社会をより便利で豊かなものに変えるとともに、進化し続けるデジタルテクノロジーが人々の生活によりよい影響を与え、日々の生活をあらゆる面で変革するといった動きがより活発化されつつありま

す。

そして、国では新たにデジタル田園都市国家構想を掲げ、令和4年6月にはデジタル社会の実現に向けた重点計画やデジタル田園都市国家構想基本方針が閣議決定され、令和4年9月には自治体DX推進計画の改定が行われるなど、政府としての様々な方針が示されております。

このような中、本市では、DXの推進に向け全庁的、横断的な推進体制を構築するため、各課よりプロジェクトチームのメンバーを選任し阿波市デジタル化推進プロジェクトチームを立ち上げ、計画的にまたスピード感を持ってデジタル化及び情報発信の強化を進めている状況でございます。

今年度DXに取り組んだ主な行政事務としましては、今年4月に開設した阿波市LINE公式アカウントにおいて、LINEをより便利に活用してもらうべく、利用される市民の皆様が必要な情報を自由に選択できるセグメント配信や、道路の破損や街路灯の球切れ報告をLINE上から可能とする不具合箇所報告といった双方向の機能を本年11月に追加いたしました。

また、タブレット端末を活用してのペーパーレス会議システムの導入やテレワークといったアクションプランにつきましても、一部既にも実証実験を実施している業務もございません。

今後も引き続き、さらなるデジタル社会の実現に向け、本市プロジェクトチームでの検討を軸に、デジタル技術を活用し、市民の皆様や社会のニーズに対応するため、行政サービスを変革するとともに、行政業務そのものやプロセスを見直し、市民一人一人のニーズに合った、より利便性の高い行政サービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 答弁いただきました。

阿波市では、プロジェクトチームを立ち上げ、デジタル化と情報発信の強化を図っている。今年4月に開設した阿波市LINE公式アカウントにおいて、セグメント配信や道路の破損などの報告機能を追加した。また、タブレット端末を使用したペーパーレス会議システムやテレワークも、一部実証実験を実施しているとのことでした。

私も阿波市のLINEに登録し道路の破損箇所の報告を行いました。簡単で分かりや



すく便利だと実感しました。

阿波市でも既にプロジェクトチームが立ち上がり、今後も様々な計画を立てられていると思いますが、今回私が実践していただきたいのが、DXを使った組織の横断、つまり市役所内の各部署による情報の共有です。

例を挙げると、前回の一般質問でも行ったふるさと納税においては、総合窓口は企画総務部であるのに、出品物である食肉関係、野菜関係は産業経済部であります。また、農福連携事業においては、産業経済部、健康福祉部との連携を密に行わなくてはなりません。また、障害を持つ子どもさんの相談に関しては、健康福祉部、子育て支援課、学校教育課など、部と課を様々に交え、その都度意見の集約と今後の方針、行動などを打合せなければなりません。

こういった様々な部や課を交えたチームの意見や、やり取り、実行すべきものなど、PDCAをまとめ、市役所内が誰でも共有することでデータや実績の蓄積ができ、今後同様の相談があった場合にも、迅速にまたよりよい内容に改良し実行することが可能になると思います。

では、DXの取組についての再問、今後の計画はについて答弁願います。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 武澤議員の一般質問2問目、DXの取組についての再問、今後の計画はについて答弁させていただきます。

現在、政府のデジタル田園都市国家構想の取組をはじめ、社会のデジタル化への流れが加速する中で、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指して、地域の課題解決に資するデジタル化を適切かつ迅速に推進し、全ての住民がその恩恵を享受できる社会を構築する時代が到来しております。本市におきましても、デジタル技術の活用により、地域の個性を生かしながら地方を活性化させ、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、議員ご質問のDXにおける今後の計画についてであります。来年度におきましては、市民の皆様から要望が多かった公共施設のオンラインの予約システムの導入を現在検討しております。

本システム構築につきましては、最初は全ての公共施設ではなく、利用頻度の高い施設を、PDCAサイクルに基づき、導入に向けてのテスト運用を開始し、検証を行いながら本格的な運用を目指し準備を進めてまいりたいと考えております。

具体的には、自宅や職場から、一日24時間、一年365日、スマートフォンなどの通信媒体から公共施設の空き状況の確認や利用予約を行うことができるようになることで、公共施設の利便性がより高まり、住民サービスの向上につながると考えております。

そしてもう一点が、今年度、議員も言われましたように、開設いたしました、機能の拡張を実施しております阿波市公式LINEのさらなる機能拡充を目指し、現在、LINE電子における申請システムの導入について検討を進めております。このシステムは、現在、市民課や税務課、各支所の地域課の窓口において行っております、戸籍謄本などの戸籍関係書類及び所得証明等の税証明書をLINE上で申請できる機能であります。具体的には、マイナンバーカードを利用いたしまして本人確認を行い、支払いにつきましても各種クレジットカードや民間のキャッシュレス決済に対応するなど、申請から本人確認そして支払いまで、LINEアプリ上のみで完結するものでございます。スマートフォンなどの通信媒体さえあれば、市役所やコンビニへ出向く手間も省くことができ、場所や時間を問わずスピーディーかつ手軽に行政サービスを利用することができます。

今後、中・長期的かつ部局横断の視点をしっかりと踏まえた上で、市役所職員で構成するプロジェクトチーム内での協議、また先ほど議員も申されました、庁内全体での情報共有をより図りながら、情報発信の強化を図るとともに、さらなる市民の利便性の向上と事務の効率化を目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 武澤豪君。

○6番（武澤 豪君） 町田副市長に答弁いただきました。

自宅や職場から一日24時間・一年365日、スマートフォンなどの通信媒体から施設の空き状況の確認や利用予約が行える公共施設のオンライン予約システムの導入、また戸籍謄本などの戸籍関係書類及び所得証明書などの税証明をLINEで申請できるLINE電子申請システムを検討しているとのことでした。

私は、農に携わる議員であり、土地の賃借でもDX化が進むと便利になります。よくあるのが、畑の賃借時に、名義変更がされておらず、現在の所有者は誰かと困ることや、道路などの整備要望における関係地権者の同意をもらう際でも、名義の変更が行われておらず頓挫することもありました。このような問題も、庁舎を挙げてのDX化により、解決できるものであると考えます。

また、現在は軽自動車税のコンビニ納付は行えませんが、納税が行えるような工夫、ま

た携帯電話のキャッシュレスによる納税も行えるようになるのではないのでしょうか。

今回の私の提案以外にも、将来的には、市民の皆様の意見も募集することで、よりよいDX化に対して提案することができ、それらを行うことで市職員の方々の負担軽減にもつながることが十分考えられます。まずはプロジェクトチームを主体とし、様々なよりよい意見を迅速に実行していただき、市民の皆様が暮らしやすく、そして職員の方々が働きやすい環境づくりにこれからも尽力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（笠井一司君） これで、6番武澤豪君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩事前に引き続き会議を開きます。

次に、2番樫原浩二君の一般質問を許可いたします。

（19番原田定信君 入場 午前10時35分）

○議長（笠井一司君） 2番樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） 皆さん、おはようございます。

議長、この前は大変お世話なりまして、今日2回目の質問でございます。不手際なところがありましたら、またご指導よろしく願いいたします。

通告している前に少しだけお時間をいただきまして、前回の一般質問のときに、阿波市がんばる農業者応援給付金の申請期間が2か月しかなく、周知徹底をしていただけないかとの質問をさせていただき、ケーブルテレビ、音声告知等を使って、もう分かったっていうぐらい周知をしていただきありがとうございました。また、申請期間の延長もしていただきありがとうございました。市民の方からも、給付金よかったと言っていたり、またしてだっというお声もいただきました。

阿波市の基幹産業であります農業ですが、こちらに、今日来た日本農業新聞なんですが、徳島県産のキャベツが400円、1箱、これ、箱代が百二、三十円要るんで、手残りほとんどありません。白菜に至っては500円、白菜のほうが箱代が高いですからもっと安いんですよ。ブロッコリー、一番多いですけど、1、400円ぐらいです。ブロッコリーはもっと資材代高いんで、資材の高騰から、肥料の高騰、非常に苦勞しております。野

菜の相場は、資材、肥料の高騰分を賄えるぐらいの金額であればいいんですが、先ほどのように非常に安い相場がついておりますので、そういったことから、農業者給付金事業を、また第2弾、第3弾とやっていただきたいと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまより、通告していましたが質問に移らさせていただきます。

今回、市民の皆様方の日常生活の問題であります、ごみの収集、運搬、粗大ごみについて、阿波市はどのような市民サービスを行っているのかお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 檜原浩二議員の一般質問の1問目、ごみ行政について、ごみの収集運搬、粗大ごみについてのご質問に答弁をさせていただきます。

阿波市の家庭系一般廃棄物は、ごみステーション方式により収集運搬を行っております。このごみステーションは、自治会やアパートなどにおいて設置管理がされており、吉野町に229か所、土成町に134か所、市場町に202か所、阿波町に156か所の、合計で721か所設置をしております。ごみの収集につきましては、毎週月・木曜日が可燃ごみ、その他の平日はペットボトル、缶類、瓶類、破碎ごみの収集日とさせていただいております。収集日当日の午前8時までにごみステーションへ出させていただきますようお願いをいたしております。

一方、粗大ごみにつきましては、市場町は第1日曜日、土成町は第2日曜日、阿波町は第4日曜日に、各リサイクルセンターまで市民の皆様を持ち込んでいただいております。吉野町はごみステーション方式により毎月1回収集をしております。

これらごみの分類や収集につきましては、毎年ごみ収集カレンダーを作成し、12月に各ご家庭へ配付させていただいております。加えて、スマートフォンやタブレット端末から収集日の確認やごみの出し方、分別方法などの検索ができる、あわごみ分別アプリの配信を令和4年1月より開始するなど、市民の皆様が手軽に必要な情報を得られるよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 檜原浩二君。

○2番（檜原浩二君） ありがとうございました。

今回、粗大ごみについてなんですけど、この質問をする経緯は、ご結婚されて徳島市から阿波市に住まわれる方や、また新居を阿波市で構えられた方などから、阿波市ってどな

いなっとなえって、粗大ごみを自分で持ってこいって言うんでよとのことでした。私はこのとき、普通でえと思ったんですけど、その後この方が、徳島市はな、家の前まで取りに来てくれるんでよと。私は、大分違うんじゃないかと思ったんです。

そこで私が思ったのが、ほかの自治体はどんなふうにして粗大ごみを扱いよんかと、比較検討を、粗大ごみ等について、視察に行くことにしました。10月に美馬市、10月24日に松茂町、藍住町、石井町、10月30日に、南国市は別件で行ったんだけど、11月に吉野川市、11月21日に高松市、11月22日にさぬき市、三木町、鳴門市。徳島市と阿南市と小松島市は、電話での聞き取りと資料を頂いてきました。

そこで、各自治体の比較検討してみた結果、阿波市は、可燃ごみ、不燃ごみとか、普通よく家が出るようなものに関したら、さほどほかの自治体と変わらんことが分かりました。しかしながら、粗大ごみは、大幅に、自治体によって取組方が全然違うということも分かりました。

ここに、各自治体から頂いてきた資料があります。ちょっと量が多いんで、ちょっと早めに、今日、しますんで。

鳴門市は普通でした。高松市は家の前まで取りに来てくれます、粗大ごみ。三木町は、県外なんですけど、これは予約制で戸別収集、これも家の前まで取りに来てくれます。吉野川市は月2回、吉野川市は、高齢者世帯、障害者世帯は個別に収集、これ無料です。吉野川市は無料。松茂町は月2回ごみステーションに出せます。これもまた無料、ただです、ただ。美馬市は戸別収集があるんですが、お金が要ります。小松島市は戸別収集があります、2か月に1回、5個まで。小松島市、ただです、収集ただ。石井町、車等の持込み手段がない人、年4回、自宅まで回収、これもただ、これただです。藍住町は有料です。これはあんまり、まあまあでしたね。徳島市は2か月に1回各家に来ると、これもただです、ただ、ただですよ。さぬき市は阿波市レベルでしたね。一番よかったのは阿南市、阿南市は毎月1回、ここが一番よかったですね、粗大ごみを毎月1回家の前に取りに来る、これ、ただです。

こういう状況なんです、各自治体で大分違うんで。阿波市は、吉野町以外はリサイクルセンターまで各自で持参とのことなんですけど、粗大ごみを運べる車が家があればいいんですよ、ない家もありますよね。ない家も当然。担当の課に確認に行ったら、ご近所に頼んでいただいたり、民間の業者を紹介しているとのことやったんですけど、隣近所に頼むっちゃうたって、1回や2回やったらまあ頼めるかもしれんのやけど、これ再々やったら気を

遣うて言えんと思えますよ、そんなには。

阿波市は、粗大ごみの持込みなんですけど、1か月に1回、それも朝8時から11時、たったの3時間ですよ、たったの3時間。短時間ですから、交通渋滞、阿波町は一般道まで渋滞しとんですよ、市場町は歩道に車が渋滞してますよ。これ、何かのイベントでもあるんちゃうかと思えますよね。事故でもしたらどなんするんですか。駐車場が確保できないのであれば、今は朝だけですけど、午後からもするとか、月1回を2回にするとか、そんなに言うほど経費もかからんと思うんで、リサイクルセンターの混雑対策と持ち込めない方の対応についてお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 樫原浩二議員の一般質問の1問目、ごみ行政についての再問、リサイクルセンターの混雑対策と粗大ごみをリサイクルセンターへ持ち込めない方への対応について答弁をさせていただきます。

初めに、リサイクルセンターの混雑についてですが、リサイクルセンターでは、8時から11時までの収集時間3時間のうち、早い時間帯における混雑が確認をされております。現時点での対策といたしましては、受付での時間短縮のため、手数料として粗大ごみに貼っていただいております粗大ごみシールについて、音声告知放送により、事前での購入を皆様をお願いをしております。加えて、従事職員の増員などによる受入れ体制の見直しや、阿波リサイクルセンターでは交通誘導員を配置するなどの対策を行い、混雑の緩和に努めているところでございます。

一方で、年末などの時期に、より多く混雑することも確認しておりますことから、今後、収集体制などを含め、他市町村の実施状況も参考に、リサイクルセンターのさらなる混雑緩和策を検討してまいりたいと考えております。

次に、高齢者の方などから、車がないなどの理由により、リサイクルセンターへ粗大ごみの持込みができないというご相談もありますことから、その対応につきましても、他市町村の事例を収集し、市民の皆様のニーズを十分お伺いしながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 樫原浩二君。

○2番（樫原浩二君） ありがとうございます。

先ほどの中でもう一点言い忘れとったんですけど、香川県の三木町なんですけど、去年、

令和3年9月スタートされて、短いけん言いますけど、ふれあい収集っていうのを始めたらしいんです。家庭ごみをごみステーション等所定の場所まで持ち出すことが困難な一人暮らしの世帯等を対象に、無料でご自宅まで家庭ごみの収集に行き、ごみが出ていない場合にはお声がけをして安否確認を行うサービスです。これは週1回ぐらい行きよらしいんです。誰に頼みよんですかって聞いたら、シルバー人材のほうに委託をしているということで、これはええと思うんで、よかったら阿波市のほうでもまた考えてください。

先ほどの資料、対岸の吉野川市ですね、見えますけど。粗大ごみの高齢者、障害者戸別訪問収集を行ってんですが、これ無料なんです。この成り立ちといいますと、平成10年に合併前の旧川島町が始めて、平成16年の合併時、このときにこれはええことしよんなちゅうことで吉野川市全体で始めたとのことなんです。自己搬入も月2回されていて、搬入時間は9時から12時、昼1時から4時、これも無料です。目の前の市ですよ、目の前の市でされてますからね。

高齢化社会の今、粗大ごみの収集、人も要るし、車も要るし、なかなか難しい問題とは思いますが、阿波市として今後どのように取り込んでいくのかお聞かせください。

○議長（笠井一司君） 町田副市長。

○副市長（町田寿人君） 榎原浩二議員の一般質問1問目、ごみ行政についての再々問、粗大ごみの収集について、市としてどのように取り組んでいくのかについて答弁させていただきます。

リサイクルセンターにおける混雑対策につきましては、先ほど矢田市民部長が答弁させていただいたとおり、対策を講じてまいりましたが、年末などご家庭で大掃除をされる時期にはさらに混雑することが予想されます。また、リサイクルセンターに高齢者の方などが持込みできないという事例もございます。粗大ごみに関しますこれらの課題につきましては、市民の皆様へのニーズや、榎原浩二議員のいろんなところの視察も聞かせていただきましたが、全国における様々な事例を調査しまして、リサイクルセンターにおける混雑の緩和やごみ出しの支援について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

粗大ごみですから、できることからやっていただいて、民間の業者さんもおられますんで、それも言うていただいたり。今後1年ぐらいの経過を見ながら、また質問させていた

でございます。

次の質問に移ります。

災害協力井戸でございます。

これは、私に電話がかかってきまして、浩ちゃん、うちに災害協力井戸っちゅうんがあるんじゃないけど、登録してから一回も見に来てないんじゃないけど、どないなっとんなって言われたんです。私、このときは災害協力井戸ちゅうんは全然知らなくて、また聞いてくわっちゅうことやったんですが、今回一般質問させてもらってます。

これは、約10年ぐらい前から災害協力井戸を募集しまして、大規模災害時には生活用水として使い、協力していただくと始めた事業と私は認識しているのですが、災害協力井戸の市としての管理状況はいかがですか。

○議長（笠井一司君） 吉川危機管理局長。

○危機管理局長（吉川和宏君） 榎原浩二議員の一般質問2問目、災害時協力井戸についての災害時協力井戸の管理について答弁させていただきます。

阪神・淡路大震災等の大規模災害時には、水道が断水し、被災者は長期にわたり飲料水や生活用水が確保できない不便な生活を強いられました。災害時協力井戸登録制度は、そうした事態に備え、災害時に井戸水を飲料水以外の洗面やトイレ、掃除用の生活用水として提供いただけるよう、個人や事業所が所有している井戸を事前に災害時協力井戸として登録する制度でございます。

登録の要件としては、現在も井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するもので、井戸枠等の設置により安全に使用できるものとしております。

ご協力をいただける井戸の所有者から申出時に水質検査の希望があった場合には、検査機関において、一般細菌や大腸菌検査等の11項目について検査を行うこととしております。

このような登録要件を満たした場合、災害時協力井戸として登録いただいております。現在の登録件数は、平成25年度の制度開始から、101件となっております。

井戸の管理につきましては、平時には所有者の皆様をお願いするもので、現状確認は行っていないんですが、再度、水質検査の希望がある場合には、件数に限りはありますが、徳島県が無料で実施している水質汚濁防止法に基づく地下水の水質調査などをご案内させていただきます。

なお、現在登録いただいている災害時協力井戸につきましては、計画的に現地確認を行



ってまいりたいと考えております。

本市といたしましては、引き続き本制度についてホームページ等により周知し、災害時に周辺地域の方に井戸水を提供していただける方を募集し、生活水の確保に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 榎原浩二君。

○2番（榎原浩二君） ありがとうございます。

登録から10年がたとうとしておりますが、今現在、登録時に確認しただけでその後は、状況確認を一回も行っていないということが分かりました。いわゆる、所有者に任せて、市は後はほったらかしです。過去はいいんですよ、過去は。たまたま10年、大規模災害が起きなかつただけで、今からですからね、今から。今からどんどんやってください、それが危機管理ですからね。いざ今大地震が起きたときに、その井戸が使えるか使えないかっていうのが分からないと思うんです。今後、現地確認をしに行くと言ってくさいましたが、動力源がモーターだったら、電気が止まってしまったら使えんし、それやったらエンジンポンプを市は幾つ準備しないかとか、燃料の確保も必要ですし、いざ使おうと思ったら、確認に行っていないもんやけん、空井戸になつたり、分かりませんからね。災害時協力井戸、それぞれにもっと入念な調査と確認が要ると思います。最初に台帳作つとんでも10年前ですから、今、ありませんから、10年の期間あるんですから、きちっと調査、確認をしていただいて、現在101か所登録があるとおっしゃってましたが、確認をして、使えないところは外していただいて、また新たにその地域の方にご協力いただいて、登録していただけるようお願いいたします。

確認なんですが、1年に1回とか、2年に1回とか、定期的に使えるか、使えないかは市のほうで把握し、確認する必要があると思います。災害時使えなかつたら意味ないですから。それと、担当課にお聞きしますと、災害協力井戸マップ的なものはないと、所有者だけが分かっている、地域の、そのあたりの方はほとんど知らないかもしれないということだったんです。危機管理の方、どのようにしたら市民に周知できるのか考えてみてください。よろしく申し上げます。終わります。

○議長（笠井一司君） これで、2番榎原浩二君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番笠井安之君の一般質問を許可いたします。

11番笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 議席番号11番笠井安之です。

通告に従いまして、令和4年第4回阿波市議会定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は、こども家庭庁の概要と阿波市の取組について、阿波市内小・中学生の登下校時の安全確保について、阿波市内中学校の部活動について、以上3件でございます。

初めに、令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁の概要について質問したいと思います。

国は、少子化という大きな問題に加えて、コロナ禍で虐待や不登校の相談が増えたことから、来年4月1日からこども家庭庁の創設を決定しています。

このこども家庭庁は、今まで子どもに関係する業務は、学習教育に関しては文部科学省、医療に関しては厚生労働省など、様々な省庁が別々に対応してまいりましたが、今後はこども家庭庁が政府における子ども政策のリーダーとなる役割を持つ機関だと聞いております。

また、政府は、子どもたちが危機的な状況に置かれていることも理由に挙げています。具体的には、児童相談所が対応した児童虐待の数は、2021年度は過去最多の20万7,659件に上っているとの報告がございます。また、少子化も深刻です。2020年に生まれた子どもたちは、84万835人で過去最少を記録しました。子どもをめぐる幅広い問題に一体的に取り組むために、国の新しい組織をつくることになったと聞いています。

こども家庭庁が創設されることで、担当する省庁が不明確であった課題や、対応が不十分となっていた問題などに集中して対応することが可能になると期待されています。

今まで当事者である子どもたちの意見は国の政策に組み込まれることはほとんどなく、大人の目線で全ての政策が立案、実行されてきました。

今回のこども家庭庁では、1番、子どもの視点、子育て当事者の視点ということで、子

どもや若者の意見や、発達の過程、程度に応じて政策に反映をし、子育て当事者の意見を政策に反映するという事です。2番目として、地方自治体との連携の強化をうたっています。現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横に展開し、必要に応じ制度化、人事交流の推進や定期的な協議の場の設置をしております。3番目として、NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話、連携、協働ということで、NPO等の様々な民間団体や民生児童委員、青少年相談員、保護司などのネットワークの強化、民間人の積極登用を上げております。この3つの基本姿勢が示されていますが、まだまだはっきりとした姿は見えてきません。

そこで、設置まで4か月を切ったこの時期において、国から示された基本姿勢に基づくこども家庭庁はどのような組織になるのかについて、現在分かっている概要をお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 笠井安之議員の一般質問1問目、こども家庭庁の概要と阿波市の取組についての1点目、令和5年4月1日に創設されるこども家庭庁の国から示された概要はどのようなものかのご質問について答弁をさせていただきます。

国においては、現在、内閣府、厚生労働省、文部科学省の3省が所管している子ども関連施策を、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を推進するため、令和5年4月1日にこども家庭庁を新設することとなっております。

こども家庭庁の組織は、各省庁のこども政策を調整し、取りまとめを行い、政策の立案及びこども大綱の作成を担う企画立案・総合調整部門、妊娠・出産の支援、母子保健や子どもの安全・安心な成長のための政策立案及び幼稚園教育要領、保育所保育指針の策定等担う生育部門、児童虐待防止対策や独り親家庭の支援、ヤングケアラー等困難を抱える子どもや家庭の支援を担う支援部門の3部門で構成され、年齢や制度の壁を克服し、制度や組織による縦割りの隙間に陥っていた問題に横断的に取り組み、切れ目なく包括的に支援していくこととしております。

また、こども家庭庁創設と同日施行されるこども基本法に基づき、こども大綱が令和5年度中に策定される予定となっており、地方公共団体におきましては、こども計画を作成することが努力義務となっております。

なお、現在、国におきましては当初予算編成過程にあるため、こども家庭庁での新規政策、業務を含め、こども政策の具体的な内容、規模等については、現段階において詳細な

情報は判明しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 稲井健康福祉部長よりご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、令和5年4月1日に新設されるこども家庭庁は、組織体制は3部門から成るということでありました。1つ目は、各省庁のこども政策の取りまとめとこども大綱の作成を担う企画立案・総合調整部門、2つ目は、妊娠、出産の支援、母子保健や子どもの安全・安心、成長の政策立案及び幼稚園教育要領、保育所保育指針の策定を担う生育部門、3つ目は児童虐待防止策や、独り親家庭への支援、ヤングケアラーなど困難を抱える子どもや家庭の支援を担う支援部門となるとのことでありました。年齢や制度の壁を取り払い、制度や組織による横断的に切れ目なく包括的に支援を行う組織になるということでもあります。

また、こども家庭庁創設と同時に施行されるこども基本法に基づき、こども大綱が令和5年度中に策定される予定となっており、地方公共団体は、こども計画を作成することが努力義務となっているとのご答弁でございました。

部長のご答弁を聞いて、こども家庭庁の全体像はまだはっきりと固まっていないことが分かったような気がします。具体的な形が見えてくるのは令和5年度に入ってからになることは避けられないと改めて感じました。

次に、こども家庭庁創設に伴う阿波市の対応についてお伺いしたいと思います。

先ほどの稲井部長のご答弁にもありましたように、現段階では、予算編成過程でもあるため、こども家庭庁での新規政策、業務や、こども政策の具体的な内容、規模等については詳細な情報は分かっていないとのことでありました。これは、徳島県や阿波市はもちろんのこと、全国の自治体としても対応に苦慮しているものと思います。

現時点では、阿波市は、従来どおり、企画総務部、健康福祉部、教育委員会がそれぞれの業務を担当していくと聞いておりますが、横断的な事務処理を行うことがこの家庭庁の創設の大きな目的であることから、概要が明らかになった時点では何らかの組織体制の再編も必要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、再問として、こども家庭庁創設に伴う阿波市の対応方針についてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 稲井健康福祉部長。

○健康福祉部長（稲井誠司君） 笠井安之議員の一般質問1問目、こども家庭庁の概要と阿波市の取組についての再問、阿波市の対応方針をどう考えているのかについてご答弁をさせていただきます。

阿波市では、こども基本法施行に先駆け、子どもの権利と、こども園、学校、地域住民などそれぞれの役割を明確化した阿波っ子条例を令和4年4月1日に施行し、阿波市全体で子ども施策を推進しているところでございます。

国が求める包括的支援を推進するため、本市は既に健康推進課内に子育て世代包括支援センターぎゅっと、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置しており、常に情報共有をするとともに、連携、協働して妊娠中からのきめ細かな相談と支援を実施し、地域団体、機関と連携して伴走型子育て支援を実施しております。

また、児童相談所、小・中学校、青少年育成センター等と連携体制を強化し、様々な困難を抱える子どもや家庭の支援を行っております。

さらに、阿波市子育てハンドブックのバージョンアップを図るとともに、子育て支援アプリほかを一層充実させ、子育て家庭に限らず広く情報発信してまいります。

これまで、本市におきましては、切れ目のない子育て政策をトータルで進めてきたところであり、包括的なこども政策を担うこども家庭庁が創設されることにより、これまで以上に効果的かつスピード感を持って施策が展開できるようになり、本市が目指す子育て支援のまちづくりがさらに加速するものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） ご答弁いただきました。

こども家庭庁の創設は、国の未来に向けた子どもへの投資であります。国は、少子化対策に対して真剣に取り組み、子ども目線に立った施策を立案していくことになると思いますが、様々な問題点が山積しており、一朝一夕にはいかないのが現実ではないでしょうか。結婚支援から大学まで、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない支援を行うことができるのが、こども家庭庁の役割であります。

若者が結婚をし、家庭をつくり、子どもを育て、国の未来をその子どもに託す、そのためには将来にツケを回さないことが大切です。

若者たちの出会いの場を創出することは、まず最初にやることです。その次には、結婚支援、妊娠相談、支援、妊産婦支援及び出産支援へとつながっていくと思います。その

後、子育て支援としてファミリー・サポート・センターや、幼稚園、認定こども園、保育所への支援をしていくことになるものと思います。そして次に、義務教育、高校教育、大学や専門学校への支援と続いていきますが、この時期には、児童虐待、貧困、独り親、ヤングケアラー、障害児、高校中退、非行、いじめなど、子どもを取り巻く問題は数え切れないほどあり、こども家庭庁創設により、従来の縦割り行政から横断的に取り組んでいくものと期待するとともに、子ども目線での政策決定がなされることを期待したいと思います。

一方、阿波市では、こども基本法の施行に先駆け、子どもの権利と、こども園、学校、地域住民などの役割を明確化した阿波っ子条例を本年4月1日に施行し、阿波市全体で子ども施策を推進しているとのことご答弁をいただきました。

阿波市では、既に健康推進課内に子育て世代包括支援センターぎゅっと、子育て支援課内に子ども家庭総合支援拠点を設置し、常に情報共有するとともに、連携、協働して妊娠中からのきめ細かな相談と支援を実施して、伴走型子育て支援をしているということです。

さらに、阿波市子育て支援ハンドブックのバージョンアップや、子育て支援アプリほかを充実させ、広く情報発信していくことも併せてご答弁いただきました。

また、国が策定するこども大綱に基づき、阿波市こども計画を作成し、事業の拡充・充実を図り、あらゆる子どもと子育て家庭に対してきめ細やかな支援を継続していくとのことでありましたので、大いに期待したいと思います。

阿波市においては、藤井市長を先頭に職員が一丸となって、子育てするなら阿波市をスローガンに常に子どもにスポットライトが当たる市政に取り組んでこられていますが、今般のこども家庭庁創設を機に、これまで以上に子ども目線に立って、さらなる子どもたちのための施策を立案し、国に対しても提言していただくことを心より強くお願いして、この質問を終わりたいと思います。

次に、阿波市内小・中学校の登下校の安全確保についてお伺いします。

全国で小・中学生が登下校時に事故や事件などに遭ったというニュースが、テレビや新聞で頻繁に伝えられてきます。社会の弱者である子どもたちには何ら落ち度もないのに貴い命が奪われたり、けがを負ったりすることは、本人はもとより家族も悲しい思いをすることも数少なくないと思います。今月に入って早々に、徳島市内で通学途中の小学生が路線バスにはねられ転倒し打撲を負った事故がありましたが、現場は信号機のない、見通し

の悪い場所だったということでありました。

最近、保護者の方が車で送迎される児童・生徒も多くあるようですが、車での送迎が必ずしも安全かという点、一概には言えないと思います。交通事故などに遭遇することも考えられるところです。

阿波市内の小・中学校への通学路には、落石の危険性がある場所や道路脇の倒壊寸前の老朽危険空き家、また朝夕は車の通行量が多いのに、信号機のない、横断するのに時間がかかる道路など、まだまだ危険な箇所が多くありますが、その洗い出しの方法と対処方法はどうなっているのか。また、子どもたち自身も、交通安全に気をつけるための教育は学校や家庭で様々な話し合いなどをされていると思いますが、阿波市教育委員会や各小・中学校はこの問題についてどのように指導しているのかお伺いします。

そこで初めに、交通安全対策（通学路の点検等）及び交通安全教育はどのように行われているのかについてお伺いします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、阿波市内小・中学校の登下校時の安全確保についての1点目、交通安全対策（通学路の点検等）及び交通安全教育はどのように行われているのかについて答弁させていただきます。

本市では、平成24年度より、児童・生徒の安全確保の取組として、毎年、小・中学校の通学路において、通学路危険箇所合同点検を実施しております。これは、学校から事前に提出された通学路に関する危険箇所の状況報告を基に、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会の関係者が現地調査を行い、実際に状況確認を行うものであります。点検後は、参加者からの専門的、技術的な助言を基にハード面、ソフト面から総合的に対策を検討して、早期に改善できるよう、通学路の安全性の向上、確保に取り組んでおります。点検結果や対策内容については、関係機関で認識を共有するため、学校ごとの対策一覧表及び対策箇所図を作成しており、阿波市ホームページにも掲載しております。

次に、交通安全教育については、各学校において、毎年、国の学校安全の推進に関する計画に沿って、交通安全対策を含めた安全に関する取組を総合的かつ効果的に進めるため、学校安全計画を作成し、児童・生徒の交通安全の確保を図るため、児童・生徒自身が命の尊さを学ぶことはもとより、交通安全通学安全マップを作成し、危険箇所を確認するなど指導しております。

加えて、阿波吉野川警察署のご協力をいただきながら交通安全教室を開催したり、定期

的に、教員や保護者、交通安全協会、青少年育成センター、スクールガードリーダーと連携し、朝夕の交通安全指導を行っております。

今後におきましても、学校や保護者、地域の方々、関係機関などと連携、協働して児童・生徒の交通安全対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友教育部長にご答弁をいただきました。

市内小・中学校の通学路については、平成24年度から、通学路危険箇所合同点検を実施しているとのことでありました。

点検の方法は、学校から事前に提出された通学路に関する危険箇所の状況報告書を基に、学校、PTA、道路管理者、警察、教育委員会の関係者が状況確認を行っているとのことでありました。点検後は、参加者からの専門的、技術的助言を基にハード、ソフトの両面から対策を検討の上、早期改善に取り組んでいるとのことご答弁でもありました。その点検結果は、対策一覧表や対策箇所図を作成し、市のホームページにも掲載されているとのことでありました。私もホームページを見ましたが、2万5000分の1の阿波市全図に番号を打ったものと実施結果対策表と写真が掲載されていましたが、非常に分かりづらいものでした。できればもう少し分かりやすい図面に描いていただければいいのではないかと思いますので、検討をよろしくお願いいたします。

また、交通安全教育については、交通安全通学安全マップを作成し、危険箇所を確認するなどの指導を行っているとのことでありました。そのほか、交通安全教室や朝夕の交通安全指導も実施しているとのことご答弁も併せていただきました。

中学校については自転車通学の生徒が多くいますが、交通マナーを遵守するよう学校と家庭が話し合って指導していただきたいと思います。

それと、自転車の運転技術の向上とブレーキやライトなどの点検も定期的には実施してはどうかと考えますので、検討をお願いしたいと思います。日頃から子どもたちに交通安全の意識を持ってもらい、命の尊さを考えてほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、先月の地元紙の報道でありましたように、市場町町筋で不審者が現れ、下校中の小学生が被害に遭ったということでありました。我が阿波市は、犯罪の少ない穏やかな町としてほかの市や町に誇れるものであり、警察署がなくても十分に楽しく生活できる町で



す。この阿波市に住む子どもたちがすくすくと健やかに成長することは、阿波市民全ての願いでもあります。そんな希望を打ち消すようなニュースが飛び込んできたことは、地域住民として非常に残念なことであり不安でなりません。特に、今回のような事件が比較的人通りの多い市場町の町筋で起きたことは、ほかの地区で起きても不思議ではないと思っています。冬場は日が暮れるのが早く、子どもたちにとっては危険がいっぱいです。保護者の方は、子どもたちが無事で元気に帰ってきてくれることを心から祈っていると思います。

そこで、再問として、阿波市では不審者対策はどのように対応しているのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、阿波市内小・中学校の登下校時の安全確保についての再問、不審者対策はどのように対応しているのかについて答弁させていただきます。

本市では児童・生徒の安全を守るため、阿波吉野川警察署、各小・中学校、青少年育成センターで阿波市学校警察連絡協議会を組織し、不審者対策等、様々な問題について迅速に対応できるよう各関係機関と連携を図り対応しております。

具体的には、青少年育成センターの業務といたしまして、不審者に出会ったときの対応等について各小・中学校管理職や生徒指導担当者に不審者対応マニュアルを周知し、不審者が出没しやすい場所などを共通理解しております。

小学校においては、警察署、地域の安全を守る会の協力をいただき、青少年育成センターが防犯教室を開催し、不審者に出会った場面を想定し児童と共にそれぞれの役を演じて、その場面に直面したときに適切な対応ができるようロールプレイング方式で訓練を行っております。また、青少年育成センターの職員が、児童・生徒の登下校時の安全を守るため、午前7時から午前8時頃と午後2時から午後4時頃までパトロール活動を行っております。

不審者情報の連絡が学校に入った場合、青少年育成センターや阿波吉野川警察署に連絡を入れ、連携を図り見守りを強化し、保護者にもメール等で注意喚起を行っております。

今後におきましても、関係機関、団体と連携を取りながら、児童・生徒の安全確保のために努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友部長よりご答弁いただきました。

不審者対策については、警察署、各小・中学校、青少年育成センターで阿波市学校警察連絡協議会を組織し、様々な問題に迅速に対応できるように各関係機関と連携を図って対応している。また、青少年育成センターが不審者に出会ったときの対応などについて、小・中学校の管理職、生徒指導担当者に不審者対策マニュアルを周知し、不審者が出没しやすい場所を共通理解することに努めているとのご答弁をいただきました。そのほか、小学校においては、青少年育成センターが防犯教室を開催し、児童と共にロールプレイング方式による不審者に出会ったときの訓練を行っていることが分かりました。また、青少年育成センターの職員が、登下校時にはパトロールを行っていることも重ねて分かりました。

この不審者対策については防犯カメラの活用は有効な手段であると考えますので、増設について令和5年度当初予算に設置費用を計上していただけますよう、藤井市長をはじめ、関係部局のご配慮を強く望むものであります。今後においても、学校やPTA、警察はもちろんのこと、地域住民の方も連携を取って一緒に子どもたちの登下校を見守っていただきたいと思う次第でございます。

次に、野生動物による被害の予防対策はどうなっているのかについて質問いたします。

今年は野生動物、特にイノシシが全国至るところで出没し、住民にけがを負わせるといったニュースが多く伝えられています。徳島県内でも、小松島市の比較的人通りの多い場所やその他の市町の民家近くに出没していることは、皆さんの周知のとおりでございます。これも先月の地元紙で、市場町上喜来地区でイノシシが現れたとの報道がありました。近年は、阿波市内でもイノシシだけではなく猿や鹿などもどんどん山のほうから里のほうまで下りてきて農作物を食べ荒らしたり樹木の皮をかじって枯らしたりなどの話をよく聞きます。幸いに、人に対して危害を与えられたという報告は届いてないようですが、今後においては、野生動物の増加により人的被害の報告も増えてくるものではないかと思っております。

また、市内の至るところで野犬が群れを作って出没しています。小学生の通学時には近寄ってきてほえついたりする光景を目にしたりします。子どもたちも恐怖のあまり声を上げたりして走って逃げたりしますが、野犬は時折追いかけてきたりします。たまたま通りかかった大人たちが追い払ってくれたりすることもありました。私の近所では、保護者が

小学校の近くまで毎日一緒に通学している家庭もあります。子どもたちが、野生動物の被害に遭わないようにすることは大人の義務であり、もし被害に遭ったら、最悪の場合、子どもたちの生命が危険にさらされたり、大きなけがを負ったりすれば身体的にも精神的にも成長の妨げになりかねません。

そこで、再々問として、野生動物による被害の予防対策はどうなっているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 笠井安之議員の一般質問の2問目、阿波市内小・中学校の登下校時の安全確保についての再々問、野生動物による被害の予防対策はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

徳島県内でイノシシ、猿等の野生動物が出没する事案が発生した場合においては、直ちに阿波市内の小・中学校に情報提供し、児童・生徒の安全確保を徹底するよう周知、啓発に努めております。

近年、阿波市内においても野生動物による農作物の被害が確認され、被害が及んでいる周辺の学校に情報提供し、児童・生徒及び保護者に対し野生動物に遭遇した場合の注意点を具体的にお知らせするなど、注意喚起を徹底しているところであります。特に、登下校時以外は不要な外出を避け、やむを得ず外出する場合はできるだけ複数で行動するように指導しております。

今後におきましても、関係機関と十分連携を図り、登下校時の児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友教育部長にご答弁いただきました。

ご答弁によりますと、阿波市内で野生動物による農作物の被害が確認されたときは、被害が及んでいる周辺の学校に情報提供し、児童・生徒や保護者に対して注意喚起を促しているとのことでありました。

野生動物は、猟友会のご協力により毎年駆除に取り組んでいただいておりますが、なかなか減少しないのが現実であります。山間部では恐怖を感じるぐらいの数の猿が姿を見せ田畑を荒らしていますが、今後は比較的人通りの多い場所にも今以上に出没し、危害を与えるかも分かりません。特に、小さな子どもたちでは抵抗することは困難だと思いますの

で、ぜひ登下校時は関係者が連携を取って子どもたちを見守っていくことができればよいと思っております。

野生動物のために子どもたちが屋外で遊ぶことができない状態は、非常にゆゆしきことであります。子どもたちが大きな声を張り上げ、元気いっぱい原野を駆け回る環境をつくっていくことは私たち大人の義務だと考えておりますので、地域の皆様のご協力をお願いしたいところでございます。また、行政側としても積極的に対策を講じていただきたいと思っておりますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

続いて、市内中学校の部活動について質問いたします。

阿波市内の4中学校において、運動部及び文化部の部活動が活発に行われていますが、今回は運動部について質問をしたいと思っております。

市内中学校では、平日の放課後や土曜、日曜日また祝祭日には顧問教師の指導のもと、毎日練習を重ね、県大会の優勝はもとより、全国大会での優秀な成績を勝ち取るため、生徒たちは一生懸命に頑張っています。レギュラー選手は自分の技術の向上を目指し、控え選手はレギュラーを目指して人一倍の努力を重ねています。しかし、近年は少子化により部員数の確保が難しく、大会出場もままならない状況であります。そんな状況の中でもすばらしい成績を残している運動部も数多くあり、ほかの生徒の励みにもなっていると思っております。

そこで、1つ目の質問として、市内4中学校の運動部の現状はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 森友教育部長。

○教育部長（森友邦明君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、市内中学校の部活動についての1点目、市内中学校の部活動の現状はどうなっているのかについて答弁させていただきます。

まず初めに、本市の中学校にある部活動についてご説明いたします。

市内4中学校の現状としましては、全ての学校にある部活としまして、男子バスケットボール部、女子バレーボール部、男子卓球部、女子ソフトテニス部、吹奏楽部、美術部となっております。次に、全ての学校にはありませんが、野球部、サッカー部、男子ソフトテニス部、女子バスケットボール部、女子卓球部、柔道部、剣道部、陸上部、郷土芸能部、ボランティア部などがあります。そのうち野球部やサッカー部では部員不足のため合同でチームを結成している学校もあり、市全体では15種目の部活に約500人の生徒が

所属し、約80人の教員が指導に当たっている状況です。加えて、市の部活指導員が3名、外部コーチが15名の方にご協力いただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 森友部長にご答弁いただきました。

市内4中学校の部活動は15種目、約500人の生徒が所属しており、毎日活動しているとのことでありました。しかし、どの部活動も部員不足でなかなか思ったように練習ができないのが実情だと思います。近年の少子化や過疎化により、地方の中学校は人気競技種目である野球やサッカーでさえ部員不足となり、他校と合同でないと部員の確保が難しい状況であるとのことでした。辛うじて部員の確保ができて、対外試合や大会に参加している部活動は極めてまれです。そんな中で優秀な成績を残している競技種目では、ほかの市町から転入してくる場合もあるようにも聞きますが、多くの人数が必要な競技ではレギュラーの人数は確保できても、試合形式の練習は他校との練習試合でしか方法がない状態だと思います。

また、中学時代に入部できる部活動が少なくなってくるということは、将来的に指導者を確保できなくなることにもつながってくると思います。県内の過疎化が進む地区の中学校では少数の部活動に絞って活動をし、優秀な成績を残している中学校もあるように聞きますが、それも指導者が必要なため簡単にはいかないのが現実でないでしょうか。阿波市でも、近い将来のことを考えて早めの対応をお願いしたいと思います。

スポーツ庁の有識者会議は、休日の公立中学校の運動部活動を2025年度までに地域の外部団体の運営とする提言の素案をまとめました。学校主体の活動と比べて保護者の費用負担が増すと見られ、自治体による参加費補助の支援を検討するよう求められています。

部活動は、少子化によって学校単位での存続が難しくなっている現状と、練習や試合で土日も関わる教員の長時間労働の問題も指摘されています。文部科学省が2020年9月、休日の運営主体を地域の外部団体に移行する改革案をまとめ、有識者会議が具体策と問題を議論されてきました。受皿となる運営主体は、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団、フィットネスジム、大学などを想定し、指導者を学校に派遣したり、学校外の施設に生徒を集めたりすることとなります。また、引き続き指導に携わりたい教員については兼職を認めるということになっています。提言では、少子化で廃部や休部が進み、活

動が衰退する今が改革の最後のチャンスだとしています。2023年度から段階的に外部運営に移行し、2025年度末までにおおむね全国で切り替える目標が定められています。また、地域の実情に応じて平日も広げることも促すということでございます。

スポーツ庁の調査によりますと、運営主体が外部になった場合、参加費や保険料などの費用は従来の部活動と比べて1人当たり1万7,000円ぐらい多くかかるとの結果が報告されています。提言は、経済的に困窮する家庭への費用補助が必要として国による自治体への財政的な支援も求めています。全国大会の回数を絞って生徒や保護者の負担を軽くするなど大会の見直しにも言及しており、全国規模のトーナメント方式が勝利至上主義を助長しているとして、自分のペースでスポーツに親しみたい生徒向けの大会を充実させることも盛り込んでいます。

部活動の成績は調査書に記載され、高校入試の合否判定の資料になっています。提言では、保護者の過度な期待が活動の長時間化や加熱を招いていると指摘し、活動歴や大会成績を単純に点数化するような評価については見直しを求めています。

有識者会議は、関係団体への聞き取りなどを踏まえ、最終的な提言が行われました。吹奏楽や合唱といった文化部の活動については文化庁の有識者会議が外部運営の具体策を検討しているとのことでもありました。

そこで、このような国の動きに対する阿波市の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 笠井安之議員の一般質問の3問目、市内中学校の部活動についての再問、中学校の部活動の地域移行が検討されているようだが、阿波市はどのように取り組んでいくのかについて答弁させていただきます。

ただいま説明にもございましたように、運動部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁の提言では2023年度から2025年度の3年間を目途に、休日の運動部活動から段階的に地域移行することを基本とするとしております。

本年度は、県教育委員会と各市町村教育委員会で運動部活動の地域移行推進協議会が開催され、各市町村の推進状況等の意見交換が行われました。その中で、市町村のスポーツ資源及び生徒のニーズの把握、運営主体の設立、指導者の確保等について議論され、様々な課題が多く確認されております。

今回の部活動改革は、部活動の小規模化が進んでいることや指導経験がない教員の負担の問題、教員の長時間勤務の要因が部活動であることなどを検討することから始まりまし

た。しかし一方で、部活動は多様な生徒が活躍できる場でもあり、豊かな学校生活を実現する役割など教育的意義もあります。このことから休日の部活動に対する生徒の希望に応え、休日の部活動を地域の活動として実施できる環境を整えるため、本市においても来年度から地域移行検討協議会を立ち上げ、議論を進めてまいりたいと考えております。

部活動の地域移行に関しては、地域部活動の運営主体の問題、また指導者の確保の問題、運営費の問題など多くの課題がありますが、学校、地域団体と連携し、県教育委員会や他の市町村とも情報交換をしながら、子どもたちが多様なスポーツに親しむことができる持続可能なスポーツ環境整備を目指し、まずは部活動の受皿となる組織づくりについて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 笠井安之君。

○11番（笠井安之君） 高田教育長にご答弁いただきました。

運動部活動の地域移行は、2023年度から2025年度の3年間をめどに、休日の運動部活動から段階的に移行することとしているということでした。これを受けて、本年度は県教育委員会が主となり運動部活動の地域移行推進協議会が開催され、各市町村の推進状況などの意見交換が行われたが、現状としては様々な課題が上げられたとのことでした。

阿波市の運動部活動の地域移行については、令和5年度に地域移行検討推進協議会を立ち上げ、学校と地域団体と連携して県教育委員会やほかの市町村とも情報交換をして計画的に進めていく必要があるとの見解をお聞かせいただきました。

中学校の部活動の地域移行については、大都市圏と地方とでは抱える問題は大きく違ってくるものと思っています。大都市圏では有名指導者やスポーツクラブに選手が集中しレギュラー争いが激化するとともに、遠隔地からも練習に参加する生徒もできてくることから、保護者の費用負担や送迎の負担が増してくるのではないかと思います。また、地方ではスポーツクラブや指導者不足により、競技ごとの弱体化や少子化による選手の確保が困難な状況になることが予想されます。阿波市においても、市内4中学校で部活動ができる競技は限定的となり、学校対抗の競技は部員数を多く必要としない競技だけになってしまうことを心配しています。

少子化問題は部活動だけに限られることではありませんが、地方にとっては部活動の衰退につながり、現在苦戦している国体やインターハイの成績低迷に拍車がかかるのは歴然

としております。そのためにも、阿波市として問題を洗い出し、早期に対応を講じていただきたいことを希望して、私の今回の質問を全て終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、11番笠井安之君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番原田健資君の一般質問を許可いたします。

原田健資君。

○5番（原田健資君） それでは、5番原田健資、一般質問を始めさせていただきたいと思います。

最近、防災訓練があちらこちらで盛んに行われているようでございます。予想できる災害に備える事前対策を取って行うことは大事だと思います。防災でお金がたくさん動いているように見えますが、訓練が十分機能していることではございましょう。車の予備のタイヤ、非常階段、非常時に迂回路や第2のルートがあるとなしでは大違いです。避難路や予備回路など、世間ではいろいろ用意されているようでございます。非常に壊れやすい、災害に遭いやすいもの、それには特に備えが必要です。

利用度の高い川島潜水橋があります。1本、南岸に向けて1本しかありません。たくさん車が通っています。大切な、壊れると多くの人困る橋なのでございます。県道徳島鳴島線、県道板野川島線、県道津田川島線、県道切幡川島線、国道192号線などがこの橋に関係しています。また、アエルワへの道、遍路道などともなっているものでございます。この橋にもっともっと注目すべき道だと思います。

流失しても、過去には仮の橋を架けたりすることはありませんでした。元日本一の川幅、日本一の川中島、中州広さ日本一の善入寺島は特殊な地域なのです。川島橋はそこにあります。一般河川の橋と同じように取り扱うのは駄目です。広い川幅、洪水で水の中に沈んでしまう潜水橋は、堤防に影響を与えることはまずありません。安価で容易に建設できる、そんな感じの橋、およそ70年前建設された川島橋です。約70年のこの川島橋は、壊れやすい沈下橋、水に潜ってしまう潜水橋です。大水のたびごとに流失が心配されています。流失しますと、通行人は阿波中央橋や阿波麻植大橋まで数キロの大回りをしな



ければなりません。また、流失した場合、修復には1年、2年とかかるようですので、1年間、2年間もの大回りは大変な苦痛となります。

そういうことで、第2の川島橋の架橋の必要性を訴えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

場所は、川島橋の下流側で、善入寺島内の市道八幡南北線を南岸堤防まで延長させた粟島の県道板野川島線までの付近が多くの市民にとって便利かと思います。市道の延長で、川島、鴨島に向けて市営の橋を架けてほしいのです。県営道でも結構です。この十数年、市場町内ではバイパス県道工事があまり見当たりませんので、ぜひ県道でも結構でございます、よろしくお願いいたします。安価な潜水橋でも結構です。安価な潜水橋。大橋、抜水橋なら、なお大歓迎です。小区分に分けてでも、八幡西麻植大橋建設をよろしくお願いいたします。

以上、質問をさせていただきました。どうぞよろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田健資議員の一般質問の1問目、市場町川島橋の流失対策についての1点目、流失対策として第2川島橋を下流側に架橋してはどうかについて答弁させていただきます。

本市には、阿波中央橋の交通渋滞の緩和を目的に作られた西条大橋をはじめ5つの橋梁が架かっており、国道192号に直結しております。また、大雨による池田ダムの放流により通行止めにはなりますが、議員ご質問の川島橋をはじめ5つの潜水橋もあります。

本市と吉野川市に架かる川島橋には、県道津田川島線の千田橋から善入寺島を經由する西ルートと、県道切幡川島線の大野島橋から善入寺島を經由する東ルートがあり、普通車などの通行が可能となっています。

議員ご提案の架設箇所は、善入寺島島内の市道善入寺島八幡南北1号線付近と思われますが、大雨による池田ダムの放流などにより川島橋が流失した場合の対応について、徳島県東部県土整備局吉野川庁舎に確認をしましたところ、上流に架かる阿波麻植大橋や下流側に架かる阿波中央橋を利用させていただくことになり、一定の時間は要しますが潜水橋の復旧を速やかに行うとの回答をいただいております。

また、国土交通省徳島河川国道事務所に新たに潜水橋を架設することが可能であるか確認しましたところ、河川管理施設等構造令において橋面の高さは橋が横断する堤防の高さ以上とするものとする規定されており、潜水橋は流水の流下を阻害する施設となるた

め、新たな設置は許可することができないとの回答をいただいております。ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございます。

ご答弁の内容ですけれども、第2川島橋ですが、西条大橋など5つの大橋とご答弁にありました。阿波市4万人、吉野川市4万人として人口は南岸北岸で約8万人。8万人に5つの大橋ということでございますが、これらは人口割にしますと、美馬地区よりも大橋の数は阿波市は大変少ない、人口に対して5つの橋は少ないというふうな感じでございます。

また、阿波市に潜水橋が5つとありましたが、市道の中にはアメリカ橋とかという潜水橋もありまして、阿波市は特殊な川のある地域なのでございます。また、ルートのほうは県道津田川島線と県道切幡川島線に加えて、県道板野川島線も関連していますので非常に交通の集中する橋ではないかと思えます。

また、潜水橋は流水の流下阻害の施設であるという、それで建設は駄目だということですので、それならば市道善入寺島八幡南北道1号線を南へ、西麻植栗島までの間に市営で八幡西麻植大橋を架けてほしいと。南へ安価な潜水橋は駄目だというなら、安い大橋でもよろしいので架けてほしいという感じでございます。

潜水橋はあってはならないもののようなのですが、それらが6つ、7つと善入寺島付近にはあります。そして、今も有効に機能しております。

将来に向けて何か対策をこれからまたよろしくお願いいたしますと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

これで、1問目は終わります。

2問目ですけれども、堤防併設道路について、1、吉野川堤防上の管理用道路を市道として使用できないかという質問に移らせていただきます。

阿波市市場町香美の阿波麻植大橋から徳島市の海辺まで、吉野川の堤防がつながっています。阿波市から市外に通勤する人は多いと思います。市外通勤は当然早起きで、通勤距離も長く、時間もかかります。朝夕のラッシュも大変なことと思います。

阿波市の市外への通勤ルートの一つに北岸堤防ルートがあります。議会でもよく出るルートです。そのルートのうちのごく一部分、阿波市吉野町と上板町境の1,000メートルほどの間ではありますが、この部分に注力していただきたい、力を入れてほしいのです。

これが今回の主な質問の内容です。

吉野川北岸の堤防、海辺の川口から上流へ32キロメートル余り、香美の阿波麻植大橋まで堤防はほぼ1本、途切れることなく直線的に続いています。この堤防に沿って、堤防上に道路が市場町まで続いています。普通車で、この堤防道路で海から阿波市まで来られるわけであります。本当に一本道なのです。ありがたいことなんです。障害物の少ない道なのです。しかし、残念なことが一つあります。吉野町と上板町の境において一般の車が通れない、公道となっていないところが1,000メートルほどあるわけであります。阿波市部分は700メートルほどでございます。実際は一般車は通れない、通行できないところですので、それでも多くの市民が通行規制のくいを擦り抜けて、たくさんの車が通行しているのが実情です。なぜ、この道を多くの人が通るのでしょうか。海から阿波病院までは一本道。さらに、阿波病院からは県道12号鳴門池田線、阿波町の市道中央東西線、そして県道2号津田川島線などに続く便利な道となっています。

この約32キロメートルを超えて続く堤防道路ですが、上板町と吉野町の境の障害物を取り除かなければ、名実ともに一本の道とは言えません。住みよいまちづくり、通勤しやすいまちづくりのために、一時的に市道を休止、廃止するなど、国土交通省との基準合わせをしても、今回こそは約32キロメートルの中の残りの1,000メートルほどの一般道路化認可に努めてほしいのです。実現すれば、多くの市民のためになると思います。

以上で阿波市の安らぎ空間づくりに一歩でも前進させていただいて、実現させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。ご答弁をお願いいたします。

○議長（笠井一司君） 高田建設部長。

○建設部長（高田敬二君） 原田健資議員の一般質問の2問目、堤防併設道路についての1点目、吉野川堤防上の管理用道路を市道として使用できないかについて答弁させていただきます。

本市では、吉野町の阿波中央橋北詰交差点から吉野川左岸を下流方向へ、西条大橋北詰を含む約5キロメートル区間については、国土交通省から河川法の規定に基づき占用許可を受け市道認定し、市が管理しており、建設課職員による定期パトロールや利用者からの要望を踏まえ、堤防堤天部及び小段部の路肩部分の舗装修繕や市道維持管理区域の両側1メートルの除草業務を実施し、車両などの安全な通行の確保に努めているところです。

議員ご質問の吉野川堤防上の管理用道路を市道として使用できないか、国土交通省徳島河川国道事務所に確認しましたところ、当然のことながら、水防活動など防災対応が最優

先され、一定の河川占用基準を満たせば協議に応じていただけるとのことですが、河川管理用道路を一般道として供用する場合の道路構造的な安全対策の整備、より多くの車両が速度を上げて通行することを想定した、より高度な道路維持管理体制の構築、生活道路として現在供用している市道の廃止は困難であり、道路管理延長が増大するなど、解決しなければならない課題が数多くあり、現時点において吉野川の管理用道路を市道として供用することは困難であると考えております。一方で、本市管内の堤防併設道路につきましては、市道管理者としてより安全な通行の確保にしっかりと取り組んでいく必要があると認識しており、今後とも道路の安全管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

ご答弁の中で、既に占用許可の部分にご尽力いただいているとのことでございます。引き続き道路管理、よろしくお願い申し上げます。

河川占用基準を満たせばというご答弁もありました。そして、協議に応じていただけるという言葉がありました。将来的には、許可を得る方式で上板町境までを確実に許可を取ってほしいと思います。

解決の課題が数多いということですが、一つ一つ、一步一步解決に推し進めていただきまして、一日も早く堤防に道を通してくださいますようお願いいたします。

上板町のある有力者は、町営については予算的にはちょっと消極的でありましたが、県道化については大いに賛成であるというふうな言葉をいただいております。阿波市から大いに働きかけてほしいと思っております。

また、国土交通省の関係者も、市と上板町境についての認可は可能であるとの発言がありましたので、いけそうな感じがしましたのでうまく話を進めていけばいいのではないかと思います。

このたび、堤防道路占用許可は、上板町部分も含めて1, 100メートルほど。全線を阿波市側が一括処理する方式など取ってはどうか、お金はかかるかもしれませんが。それから、全線県道で一括処理するのもよろしいのではないかと思います。県道化については、工夫を凝らして県道15号徳島吉野線に編入するなどできないでしょうか。

いずれにしても、この機会に海から阿波病院まで全線を一般道でつながるよう努力

をお願いしたいのです。よろしく願い申し上げます。

そして、さらにまた、県道の改修要請についてお願いしたいと思います。

県に毎年していると聞いておりますが、県道の改修要請、市場町については東西の堤防道路、香美吉野線を要請しているということを知っていました。市場町は南北道が本当にこの十数年改修されていません。そう思います。市場町の改修要請場所は香美吉野線ではなく、南北道の切幡川島線。この早期全線改修優先でよろしくお願い申し上げます。

切幡川島線は住民に有効な道であります。市場町の県道改修要請は切幡川島線を、ぜひお勧めいただきますようお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（笠井一司君） これで、5番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時22分 休憩

午後1時30分 再開

（14番 樫原 伸君 早退 午後1時30分）

○議長（笠井一司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属、黒川理佳でございます。

突然ですが、皆さん、名古屋と言ったら何を思い浮かべますか。名古屋城でしょうか、みそカツでしょうか、八丁みそという言葉も聞こえてきました。中日ドラゴンズは名古屋に入るのでしょうか。

質問に入る前に、私の名古屋での話を聞いてください。

20代、お金もあまりなく、夜行バスで行った名古屋。夜行バスといえば目的地に早朝に着きます。そのときは7時前に着いたかと思います。友人との待ち合わせは9時。時間を持て余し、当時はやり出したインターネットカフェでも行こうと探していると、町なかに大きな公園がありました。町なかであるのに木々がたくさんあり、池があり、座りやすいベンチもたくさんある。イメージで言えば鷲の門広場でしょうか。ランニングをしている方や犬の散歩をする人など、朝の心地よい空気を町の人がつくっていました。私もベーグルとコーヒーを買ってきて心地よいひとときを過ごし、名古屋女子の気分を味わいな

がら友人との待ち合わせに行きました。その後、名古屋城やみそカツ、ひつまぶしなど堪能ももちろんいたしまして、どれもすばらしいものではありませんでしたが、20年たった今でも名古屋で一番先に思い出すのは、すてきな公園がある、とても過ごしやすい町というところです。名古屋は戦後から都市計画に都市緑地法というのを盛り込んだまちづくりをしているという歴史がありました。

さて、昔話はこの辺で、あれから20年、双子の母となった私が過ごす阿波市へと視点を戻すことにしましょう。

育児には公園が欠かせません。さらに双子育児は、皆さんが想像するよりも公園があるだけではなく、それがどんな公園なのかがとても大切になってきます。阿波市の公園ランキング、何なら徳島県の公園ランキングを作成できるほど公園にはうるさいと自負しております。

そんな私もお世話になった、土柱そよ風広場。去年より使用禁止となり、現在そよ風広場の遊具は撤去されております。そよ風広場西側からは、土柱頂上付近につながっており、この2つはすぐに連動できるスポットです。公園マニアの私といたしましては、こちらが今後どうなっていくのかとても気になっているところであります。

そこで、第1問目の土柱周辺についての質問として、そよ風広場周辺の活用についてをお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 黒川議員の一般質問の1問目、土柱周辺についての1点目、そよ風広場周辺の活用について答弁をさせていただきます。

土柱そよ風広場は、平成9年度から平成12年度にかけて国の補助金を活用し整備した公園でございまして、建設当時から多くの家族連れに利用され、休日ともなれば子どもたちでにぎわいを見せておりました。しかしながら、当時整備した大型木製遊具は建設から20年以上が経過したことから、定期的に点検し補修を続けてまいりましたが、老朽化による傷みが激しかったため、昨年12月の阿波市議会観光開発特別委員会にてご報告させていただき、12月17日をもって使用を禁止し、本年度撤去を行っております。また、大型木製遊具の撤去に併せ、公園内の景観向上として2つの池周辺の雑木の伐採、さらに駐車場機能の向上として道路際植栽の除去や縁石などを撤去し、土柱へ訪れる大型バス2台が駐車できるスペースを確保しております。

現在は、以前に阿波市議会観光開発特別委員会でいただいたご意見を基にキャンプサイ

トなどとして活用の検討をするためのモニタリングを実施しております。

今後はモニタリング時のアンケート結果や地元住民の方が組織する協議会などからのご意見を聞きながら、阿波の土柱周辺の活性化が図られるよう費用対効果も含めた整備方針を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） キャンプサイトのチラシは拝見して、ぜひとも申し込もうと考えております。

そよ風広場から見える景色のよさを生かし、さらには土柱との連動も考えた活用をお願いしていきたいと思います。ただ、公園マニアといたしましては、そよ風広場の遊具は駐車場からの高低差があり過ぎたので、子どもを遊ばず遊具としては、どうか平地のほうに建ててほしいなと思うところをお伝えしておきたいと思います。

それでは続いて、土柱のほうへ行きたいと思います。

土柱といえば国の天然記念物に、公園としては土柱高越県立自然公園として指定されており、夜はライトアップ、近くには食事どころや温泉、シャボン玉で有名な野口雨情さんの碑や、少し歩けばそよ風広場があり、観光客から子どもやお年寄りまで楽しめる、阿波市が誇る観光スポットと私は記憶をしておき散策を始めました。登り始めてすぐにトイレがありました。そこには、トイレはこの先使用できませんとの看板がありました。あら、上のほうのトイレは故障かなと思いましたが、そのときは特に行く予定もなかったので気にせず、上へ上へと進んでいきました。途中の碑や新しくできた土柱下側の遊歩道、正面の土柱を見ながら、ゆったりとした気分で頂上へ。土柱も久しぶりにいいもんだなと思っていた矢先、トイレに行きたくなってきました。そして、頂上のトイレには使用禁止の文字。そこから先は風情も何もありません。とにかく早くトイレに、その思いと、なぜ天然記念物とうたわれる、町の観光地とされている土柱のトイレが壊れたままなのかという怒りが私の中に湧き起こってきます。散策中、前半はとてもゆったりした気持ちを得られ、土柱って本当にいいもんだなと思っていた気持ちは一転、トイレに行きたい焦りと、なぜ直ってないのかの怒りだけが残ってしまったのです。私一人でこれならば、子連れの方、また足腰に自信のない方などは、上まで登ってくるのに不安を覚えるのではないのでしょうか。昨日の藤本議員も言われていたように、トイレ事情はとてもせっぱ詰まっております。ちょっと待ってができないのです。

そこで、再問として、土柱のトイレについて現在の状況をお伺いいたします。

○議長（笠井一司君） 岩野産業経済部長。

○産業経済部長（岩野竜文君） 黒川議員の一般質問の1問目、土柱周辺についての再問、土柱のトイレについて答弁をさせていただきます。

土柱周辺には4か所のトイレ施設がございまして、一つは阿波の土柱の頂上に、もう一つは阿波の土柱の頂上から反対側にある展望台へとつながる遊歩道の途中に、さらに展望台入り口の市営駐車場と土柱そよ風広場の入り口に整備しており、利用者の方が衛生的かつ快適にご利用いただけるよう維持管理に努めてまいりました。しかしながら、議員ご指摘のとおり、阿波の土柱の頂上のトイレと展望台へつながる遊歩道の途中にあるトイレは漏水のため使用禁止とさせていただいております。現在、原因箇所の調査を進めておりますが、送水パイプが山間部に埋設されていることから特定するには至らず、修繕が進んでいない状況でございます。

今後、周辺施設の状況や利用者のニーズ、費用対効果などを総合的に検証し、対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） トイレの重要性については、9月議会のほうで野口議員も話してくれましたが、私もそのとおりだと思っております。何をするにもトイレは重要です。観光地にするにも、イベントをするにも、災害時にも、人が集まれば生理現象は抑えられません。トイレをなくすということは人の集まりをなくすくらい重く受け止めていただき、トイレの水を引くのが難しいのであればコンポストやバイオトイレのような、山小屋のようなトイレを参考にするなど、新しい試みを取り入れてみるのもいかがでしょうか。

私は、公園を見れば町が見えると思っております。公園には老若男女、様々な年代の様々な人が来ます。障害のある方、ない方、どう利用するかもそれぞれ、いろんな年代の方が楽しく過ごすのが公園です。手入れが行き届いていてトイレはいつもきれいで使いやすく、木々やお花がいつでも迎えてくれる公園、それだけでこの町がどれだけいい町か伝わってきませんか。そして、先ほども言いましたが、公園には少しうるさいですので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

今回は、土柱からそよ風広場周辺をお聞きしましたが、ぜひ阿波市全体の公園に目を向け、いろんな年代の、いろんな立場の方の意見を聞いた公園のまちづくり、さらには市民



目線のすてきな公園を造っていただけるよう要望いたしまして、1問目の質問を終えたいと思います。

続きまして、第2問目の移住定住促進についてであります。昨今、人口減は国難と、私の記憶が正しければ徳島県知事、そして藤井市長のほうも言われていたと記憶しています。阿波市も、現在3万5,000人ほどの人口ですが、約20年後には2万5,000人になると示唆されております。

人口減に対しての施策が今急務となっている中、移住支援、定住促進は欠かせない事業であると言えます。阿波市でも移住・定住の施策をいろいろ打ち出してくれているとは思いますが、実際に困ったとき、どこにどう聞けばいいのか、誰に聞いたらいいいのかがよく分かりません。そして、補助金はどうかやうやうありますが、どれに対してどう使えるのかがよく分からない状態になってるのではないかと感じました。

そこで、第2問、移住定住促進についての1問目、移住定住促進における支援の周知について、どのようになっているかをお伺いしたいと思います。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問2問目、移住定住促進についての1点目、支援の周知について答弁をさせていただきます。

本市では、人口減少問題の克服と持続可能な地域づくりの実現に向け、第2次阿波市総合戦略を策定し、阿波市への新たな人の流れを創出する様々な移住支援や定住促進事業に積極的に取り組んでいるところでございます。

主な取組といたしましては、阿波市観光協会と連携し、移住希望者の住居、仕事、暮らしなどに関する相談受付や、移住後のフォローアップまでを行う阿波市移住交流支援センターの設置をはじめ、昨年度からは庁内部局横断的な移住支援組織である阿波市移住支援プロジェクトチームを立ち上げ、移住・定住に関する支援策の充実・強化を図るとともに、移住制度や手続などを分かりやすく取りまとめた生活情報ガイドブック、阿波市移住ナビを随時更新し、移住希望者や移住者などにご利用いただいているところでございます。

また、移住・定住を希望する方などの住居を確保するため、既に運用しております空き家情報登録制度の充実や、今年度からの新たな取組として、特に若者世代の移住・定住の促進を図るため、住宅取得を支援する阿波市で暮らそう！！住宅購入補助金の創設、また市有地を活用した宅地分譲の販売を開始しているところでございます。

これら支援策の周知につきましては、阿波市ホームページをはじめ、広報あわや公式LINE、また首都圏における移住フェアへの参加など、多様な媒体を活用しながら情報発信に努めているところでございます。

今後におきましても、移住希望者や移住者などに対し、本市の制度や支援策などについて積極的な情報発信に努めるとともに、移り住みたくなる阿波市、ずっと住みたくなる阿波市を目指し、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 周知については、市のホームページや広報、またLINEなどで情報を発信してくれていると思いますが、情報は伝わらなければ情報となりません。施策を整え、情報を分かりやすく周知するというところまで、しっかりと対策をお願いしたいと思います。

先ほど武澤議員のほうからもありましたが、DXなども整えながら、今後とも実際に移住されてきた方やこれから家を購入する予定の若者などの生の意見も取り入れながら、阿波市移住交流センターや阿波市移住支援プロジェクトチームなどの立ち上げた機関がしっかりと機能していく体制づくりをお願いしたいと思います。

また、先ほど言われていた阿波市移住ナビというものなんですけども、すごく内容が分かりやすくできているのですが、移住者の方にお渡ししているとお聞きしたんですけども、我々市民もよくどうしたらいいのと移住者の方に聞かれることがありますので、また市民のほうにも分かりやすく伝えていただけたらなと思っております。

昨年より、市民団体に移住のお世話をする団体が生まれました。この団体の大きな特徴は、創設メンバーのほとんどが元移住者の方です。移住してきた方が、次に移住する人たちのために協力を惜しまないという姿勢で、空き家物件の交渉から片づけ、引っ越しのお手伝いなどをされています。このメンバーに感化され、もともと阿波市在住の市民の多数の協力者もあり、観光協会や移住サポーターなどが協力し、連携を取ろうと動かれています。

私も微力ながら阿波市在住市民としてお手伝いするのですが、何せ家を売るにも借りるにも、空き家の片づけをするにしても、そして物を捨てるにしても安くはないお金がかかります。

先ほど榎原浩二議員のほうからも出ました、ただで捨てようとするともとても手間がかか

ります。軽トラいっぱい積んだ物を捨てに行くと、物すごい渋滞が起こります。片づけも土曜日丸々かかって、その次の日、軽トラに乗せたままにしたものを次の日の午前中までに出しに行かなくてはならないという、とても時間的なプレッシャーもありまして、毎回どきどきしながら毎月迎えている片づけ事情がございませう。それまでの交通費はもちろん出るわけでもなく、草刈りや修繕の道具も自分持ちであります。ボランティアで、心意気だけで頑張るには限界が来てしまいます。現在も補助金はあるかと思いますが、少し活用しづらく感じる部分があります。

そこで、再問となりますが、空き家の売買だけでなく賃貸に対しての補助はないのかや、片づける人に対しての有償ボランティアとしての補助が出ないかなど、空き家バンク登録の家に対して補助金の充実を考えてみてはいかがでしょうか。

答弁をお願いします。

○議長（笠井一司君） 坂東企画総務部長。

○企画総務部長（坂東孝一君） 黒川議員の一般質問2問目、移住定住促進についての再問、空き家バンク登録の家に対して補助金の充実を考えてみてはどうかについて答弁をさせていただきます。

現在、空き家バンクに登録されております空き家に対する補助金としましては、登録期間中に売買契約が成立したもので、空き家に残る家財道具等の処分費に対しまして対象経費の2分の1、上限額を10万円とする空き家購入者に交付する補助金、空き家家財道具等処分費補助金がございませう。

議員ご提案の空き家バンクに登録された家に対する補助金の充実につきましては、現在、移住・定住に関する支援策などについて庁内部局横断的に組織した移住支援プロジェクトチームにおいて協議を重ねているところであり、今後移住・定住者の増加につながる、より効果的な支援策を検討する中で議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井一司君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁にありましたように、現在は空き家バンク登録期間中の売買契約が成立すると補助金が出るようですが、家を買うのはかなりの決意が要ります。これから阿波市で骨を埋めるとすぐになってもらえるよう阿波市がこれから対策するのはもちろんですが、私も1回おいしいカツオが食べたくて牟礼町に行ったときに、空き家が安く売ってました。200万円とかである空き家もあったんですけども、一瞬ちょっと心が

揺らぐんです、ここ買つとこうかな、そしたらカツオが毎年食べれるなって思うんですけども、やっぱり買うとなると1回やめますよね。そういうぐらい、家を買うとなると決意が要ります。まずは、お試し物件に来てもらった人が次のアクションを起こしやすい、中・長期住める場所を考えることが急務ではないでしょうか。

そして、有償のボランティア、この制度をぜひ整えていただきたいと思っております。さらに、こちらにぜひ阿波市で使える商品券などを取り入れてもらえれば、阿波市の消費も生まれ、家の片づけや草刈りをする人も有償ボランティアとして人が増えるかもしれません、移住・定住者も増えるかもしれません、という三方よしのシステムが生まれるのではないのでしょうか。ちなみに、こちらの天才的なアイデアは、昨日ある理事者との会話の中から生まれたものであります。

人口減は、もはや国難であります。実際、人がいなければ町は存続しません。阿波市の20年後、1万人の人口が減少するというのは本当に恐ろしいことです。そんな未来が来ないように、まず私たちが一丸となって食い止めるために大胆な施策を打っていかねばならないと考えます。

そしてもう一つ、阿波市に、何にもないっていう言葉が結構あるんですけども、阿波市は何にもないけんあって、移住者の方がよう言われるんやけど、阿波市は何でもあるけどなあって言われます。在住の私たちが、阿波市に何にもないっていうせりふを言わないようにしていきたいなと思っています。個人的には私は、阿波市は塩以外は何でもある町だと思っているので、その辺でまちづくりもしていけたらなと思います。塩以外何でもある町阿波市でよろしくお願いします。

どうぞ、担当課の方、また市長、副市長におかれましても、良案を惜しみなく打っていただきますようよろしくお願いいたします。私の質問を終わりたいと思います。

○議長（笠井一司君） これで、1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第59号 令和4年度阿波市一般会計補正予算（第7号）について

日程第 3 議案第60号 令和4年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第61号 令和4年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第 5 議案第62号 令和4年度阿波市水道事業会計補正予算（第2号）につ

いて

日程第 6 議案第 6 3 号 阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 6 4 号 阿波市交流防災拠点施設の指定管理者の指定について

日程第 8 議案第 6 5 号 阿波市ケーブルネットワーク施設の指定管理者の指定について

日程第 9 議案第 6 6 号 吉野地域福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 10 議案第 6 7 号 市場老人福祉センターの指定管理者の指定について

日程第 11 議案第 6 8 号 土成保健センターの指定管理者の指定について

日程第 12 議案第 6 9 号 阿波健康福祉センターの指定管理者の指定について

○議長（笠井一司君） 次に、日程第 2、議案第 5 9 号令和 4 年度阿波市一般会計補正予算（第 7 号）についてから日程第 1 2、議案第 6 9 号阿波健康福祉センターの指定管理者の指定についてまでの計 1 1 件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 5 9 号から議案第 6 9 号までについては、会議規則第 3 7 条第 1 項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第 4 回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、1 2 日は休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井一司君） ご異議なしと認めます。よって、1 2 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

1 4 日午前 1 0 時から総務常任委員会、1 5 日午前 1 0 時から文教厚生常任委員会、1 6 日午前 1 0 時から産業建設常任委員会、散会后、地域活性化特別委員会です。

なお、次回の本会議は、12月21日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後1時58分 散会